

編輯部 報情閣内

週報

號五十六第

昭和十三年一月十一日 星期三 第五十六號



厚生省の新設
濟南を攻略す

(厚生省)
(陸軍省新聞班)

支那空軍の

再建を粉碎す

(海軍省海軍軍事普及部)

軍事郵便に就て

(大本營陸軍報道部)
(大本營海軍報道部)
(逓信省)

銃後の諸問題

☆事變と戸籍

(司法省民事局)

☆事變と恩給扶助料

(内閣恩給局)

昭和十二年の
國際政局回顧

(外務省情報部)

五錢

日二十月一年三十和昭

編輯部報情閣内

週報

號五十六第

昭和十三年十一月十二日 第... 郵便物認可 (毎週... 発行)

厚生省の新設

(厚生省)

濟南を攻略す

(陸軍省新聞班)

支那空軍の

再建を粉碎す

(海軍省海軍軍事普及部)

(大本營陸軍報道部
大本營海軍報道部
遞信省)

銃後の諸問題

☆事變と戸籍

(司法省民事局)

☆事變と恩給扶助料

(内閣恩給局)

—(國際時事解説)—

昭和十二年の國際政局回顧

(外務省情報部)

五錢

日二十月一年三十和昭

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十五號

厚生省の首長 厚生省の首長

濟南を攻略す 陸軍省の首長

支那空軍の再建を粉砕す 海軍省海軍事務及部

軍事郵便に於て 陸軍省の首長

諸問題 司法省民事局

諸問題 内閣庶務局

臨時時局解説

昭和十四年國際政局回顧下 外務省情報部

◇ 本誌の発行に際し、………の諸君より……… (四五)

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十五號

厚生省の新設……………厚生省……………(一)

戦 濟南を攻略す……………陸軍省新聞班……………(二〇)

況 支那空軍の再建を粉碎す……………海軍省海軍軍事普及部……………(二八)

軍事郵便に就て……………大本營陸軍報道部……………(二四)

大本營海軍報道部……………信……………(二四)

銃後の事變と戸籍……………司法省民事局……………(三一)

諸問題 事變と恩給扶助料……………内閣恩給局……………(三五)

(國際時事解説)

昭和十 國際政局回顧(下)……………外務省情報部……………(三九)

◆最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第六十號
 - ▽神速南京に迫る
 - ▽水路前線に通ず
 - ▽司法保護事業制度化の急務
 - ▽崩壊し行く國民政府
- 第六十一號
 - ▽列國と放送事業
 - ▽南京の攻圍成る
 - ▽空襲全支を掩ふ
 - ▽割増金附貯蓄債券の賣出し
 - ▽西班牙問題の終局と英獨、英佛會談の内容
- 第六十二號
 - ▽南京陥落に際して
 - ▽五十億を超えた預金部資金
 - ▽首都南京陥落す
 - ▽アルミニウム工業の發展
 - ▽ソ聯邦の總選挙
- 第六十三號
 - ▽歳旦祭、元始祭の意義
 - ▽時局下の新年奉祝
 - ▽電力國策の全貌
 - ▽南京攻略後の處置
 - ▽燦たる南京入城
 - ▽人口一億に達す
 - ▽イタリイ脱退と聯盟
- 第六十四號
 - ▽宮中の新年
 - ▽事變下の新年に際して
 - ▽事變半歳の回顧
 - ▽長江三千裡
 - ▽昭和十一年の國際政局回顧

厚生省の新設

厚生省

厚生省は國民の絶大なる期待の裡に愈々その誕生を見るに至つた。顧みれば、近衛内閣は組閣の直後、其の重要政策の一として、國民體力の向上及び國民福祉の増進に關する行政を綜合統一し之を擴充刷新するが爲、一省を創設することを決定したが、企畫廳に於ける之が具體案の調査成つて、竟に昨年七月九日保健社會省設置要綱の閣議決定を見るに至つた。仍て政府は直ちに内閣に關係各廳職員を以て組織する準備委員會を設け、同年十月一日に開設することを目標として、新省設置に關する諸般の準備を進めしむる一方、第七十一回特別議會に必要な豫算案及び法律案を提案し其の成立を見、著々として新省開設の準備を整へてゐたのである。然るに其の間支那事變の進展著しく、國際情勢亦極めて緊張を示し、時局の前途遽に逆折し難い狀況に立至つた爲、政府は新省の設置に就て更に慎重なる考慮を加ふるの必要を認め、従つて新省の設置は姑く見送りの止むなきに至つた。而して其の後事變の推移は頗る順調に進みつゝあるも、前途は尙遠遠にして且此の事態は相當永續するものと考へられ、事變中及び事變後に於ける銃後の諸施設に復員計畫に

伴ふ諸施設に就き新省の企畫經營に俟つべきもの甚だ多きを認めて、政府は竟に意を決し、曩の閣議決定の趣旨に則り厚生省の新設を斷行することとなつたのである。

以下に厚生省機構の概要を紹介し、併せて新省設置の意義を考察することにしよう。

一

厚生省の使命は、後に述ぶるが如く、畢竟國民體力の向上を圖ると共に國民福祉の増進を期するに在る。従つて新省の機構は、大臣官房の外、所謂内局として國民保健、社會事業及び労働に關する事務を分掌するところの體力、衛生、豫防、社會及び労働の五局と、所謂外局として健康保險、労働者災害扶助責任保險其の他の社會保險並に簡易生命保險及び郵便年金に關する事務を司掌するところの保險院との五局一院を以て構成されてゐるのである。以下前記五局一院の司掌事務を列擧して、新省の使命をより具體的に説明して見よう。

體力局

- (一) 體力向上の企畫に關する事項
- (二) 體力向上の施設に關する事項

- (三) 體力調査に關する事項
- (四) 體育運動に關する事項
- (五) 妊産婦、乳幼児及兒童の衛生に關する事項

衛生局

- (一) 衣食住の衛生に關する事項
- (二) 衛生指導に關する事項
- (三) 醫事及藥事に關する事項
- (四) 其の他國民保健に關する事項にして他の主管に屬せざるもの

豫防局

- (一) 傳染病、地方病其の他の疾病の豫防に關する事項
- (二) 檢疫に關する事項
- (三) 精神病に關する事項
- (四) 民族衛生に關する事項

社會局

- (一) 社會福利施設に關する事項

- (二) 救護及治療に關する事項
- (三) 軍事扶助に關する事項
- (四) 母子及兒童の保護に關する事項
- (五) 其の他社會事業に關する事項
- (六) 職業の紹介其の他勞務の需給に關する事項

勞働局

- (一) 勞働條件に關する事項
- (二) 工場及鑛山に於ける勞働衛生に關する事項
- (三) 國際勞働事務に關する統轄事項
- (四) 其の他勞働に關する事項

保險院

- (一) 總務局
 - 1. 人事、文書及會計に關する事項
 - 2. 保險數理に關する事項
 - 3. 社會保險及簡易生命保險の制度の企畫並に被保險者保健施設の企畫及統轄に關する事項

- 4. 他の主管に屬せざる事項
 - (一) 社會保險局
 - 健康保險、勞働者災害扶助責任保險其の他の社會保險に關する事項
 - (二) 簡易保險局
 - 簡易生命保險及郵便年金に關する事項

厚生省の設置に依つて其の所管事項に直接影響を蒙る省は、内務、商工、文部及び遞信の四省に及ぶ。就中内務省は、衛生局所管事項の全部及び社會局所管事項の全部が新省に移管せられ、全職員約五分の二に相當する人員が新省に移る計算となつて、其の影響最も大きく、商工省からは鑛山に於ける勞働衛生に關する事項(鑛山局)、文部省からは學校に於ける體育運動以外の體育運動に關する事項(大臣官房體育課)、又遞信省からは簡易保險局所管事項が何れも新省に移管せられ、従つて關係四省の所管事項はそれだけ減縮される結果となる。尤も右の内遞信省より移管せられる簡易生命保險(郵便年金を含む)事業に關しては、其の業務運行方法に付て遞信省委託案が採用せられた結果、遞信省に於ては本事業の中簡易生命保險の募集、集金等現在郵便局の取扱ひつゝある事務及び之に對する管理事務を處理することに決定し、之が爲め遞信省に其の機關を設けると共に其の事務處理に要する經費を簡

易保險特別會計より通信事業特別會計へ繰入れることになつてゐる。

厚生省の使命とする所は國民體力の向上及び國民福祉の増進に在り、廣汎にして他省の所管事項と關涉する所が多い結果、或は他省所管事項にして新省の所管事項に關係あるもの措置、或は反對に新省所管事項にして他省の所管事項に關係あるもの措置等相當複雑な問題を生ずるが、此等に關しては關係省間の協議其の他の方法に依つて、夫々適當に處理せられることになつてゐる。

尙中央に於ける保健行政及び社會行政の綜合擴充の問題と相關聯して、地方に於ける此等の行政の綜合擴充の問題を生じ、曩の閣議決定に於ても中央に保健社會省を設置することを決定すると共に、道府縣に保健社會部を特設するの方針を決定したが、此の問題は道府縣廳の組織全體に關係する問題であつて、慎重考究の必要があるので、將來の問題として殘され、今回は之に關して特別の措置を講ずる所がなかつた。

二

厚生省は何故設置されたか。以下に新省設置の意義を考察し、其の輝かしき發足に對し適切なる指針を與ふることとした。

惟ふに「人」の問題は國家百年の大計であつて、國民の精神力及び活動力を充實増進することは、産

業、經濟、國防其他百般の施政の根基を成すものである。「人」の問題の核心を成すものは、何といつても其の健康の問題であり、其の體力の問題である。「健全なる精神は健全なる身體に宿る」と諺にも謳へる如く、健康の如何は人間の諸機能の中最高に位する精神力をも左右する程のものである。されば國家が國民の健康を増進し體力の向上を圖る爲に最大の努力を拂ふべきは言を俟たない。然るに我國に於ては、從來此の點に關し概して關心が薄く、其の施設、行政共に消極に墮し、一貫せる指導方針の下に之が改善に努力しなかつた結果、國民の體力は漸次低下の傾向を示すに至つた。即ち今日各種の保健統計資料に明らかなるが如く、死亡率、罹病狀況、平均壽命等何れも他の文明國のそれに比し遙かに劣悪であり、又青壯年間に於ける結核病の蔓延、學生生徒間に於ける近視及び齲齒の累増、壯丁検査に見る筋骨薄弱者の激増等寔に寒心すべき状態を現出しつゝあるのである。東亞の盟主、世界の指導者として、國力の飛躍的増進を圖ることを急務とする現下の状態に鑑み、此の憂ふべき状態は一日も早く改善されねばならない。即ち此の際特に一省を設けて、急速且徹底的に、國民の健康増進、體力向上を圖る事に専念せしむることは、刻下焦眉の急務なりと謂はねばならぬ。

國民の健康増進、體力向上を圖る爲には、直接之を目標とするところの諸行政を綜合強化する必要のあることは言ふまでもない。即ち體育運動、環境衛生、疾病の豫防治療等に關する諸行政を綜合強化することが先づ肝要である。併し乍ら國民の健康増進、體力向上を徹底的に實現せんとするなら

ば、此等の諸行政の刷新擴充のみに依つては其の完きを期し難く、所謂社會政策の擴充整備を必要とするものと考へられる。蓋し國民の健康又は體力の如何は、國民の生活状態を反映するところの一の指標と謂ふべきであつて、従つて國民體力の低下といふ現象は、國民生活上尠からざる不合理の存在することを物語るものである。而して斯くの如き不合理は、體育及衛生に關する問題として存在するは勿論のこと、又所謂社會問題としても相當廣泛な範圍に互り存在するものであつて、後者に對しては社會政策の擴充整備に依つて其の不合理を改善することが必要である。換言すれば體育運動、環境衛生、疾病の豫防治療等に關する諸行政を概括した意味での保健行政部門と、社會福利施設、救療保護、職業、勞働保護、社會保險等に關する諸行政を概括した意味での社會行政部門とは、兩々相俟ち表裏一體を成して初めて國民生活上の不合理を是正し國民保健の増進、體力の向上を完うすることが出来るのである。茲に於て、新省は上述の保健行政部門と社會行政部門とを綜合して、現下我國の最大缺陷とする國民體力問題の根本的改善を斷行し、其の他時務の要求に應じて適宜に施設經營することとなつたのである。

今次の支那事變は實に我國有史以來の國家的大偉業であつて、國民は舉國一致之が遂行に協力奮闘しつゝあるが、此の偉業に直接參加せる出征將兵、戰病死者等の家族に對し適時適切なる扶助を行ひ、將士をして後顧の憂なく第一線の奉公に専念せしむることは刻下の緊要事であらねばならぬ。又事變

の長期に互る場合に對處する爲、軍備の人的要素を保育し、其の他經濟事情の變化に伴ふ國民生活上の不安を除去し、過重勞働に起因する國民體力の消耗を豫防し、以て國民の精神力及び活動力を保持することは極めて緊要なる問題である。此等一聯の事變關係の事項に就て、新省が適切なる對策を用意し、社會行政上並に保健行政上萬遺憾なきを期することは、正に新省に課せられたる當面緊要の課題である。

以上の敘述に依つて新省設置の意義を大略明らかならしめ得たと思ふが、新省の活動分野は前述の如く保健及び社會政策の兩行政部門に互り、國民の實生活に普遍的に行き互つてゐる。而も其の分野は何れも比較的未開拓の地であつて、今後に於て開拓せらるべき餘地が甚だ多いのである。當面緊要なる事變關係對策の企畫實施は勿論、目下政府に於て著々準備を進めつゝある生産力擴充計畫に就ても、新省の占むべき地位は重く其の任務は大きい。況や將來國力の伸長、國民生活の複雑化に伴つて生ずべき新省の活動分野は到底之が豫測を許さず、前途眞に洋々たりと謂ふべきであらう。

今や厚生省は國民の絶大なる期待の裡に誕生し、洋々たる前途に歩を進めんとしつゝある。之を哺育育てて、其の使命たる國民體力の向上、國民福祉の増進の二大目的を達成せしめることは、當に當局者の職責であるばかりでなく、亦國民の任務であらねばならぬ。

國民各位は新省設置の意義を充分に理解せられ、今後に於ける新省の運営に關し、適切なる鞭撻と眞摯なる協力とを與へられんことを切望して已まぬ次第である。

濟南を攻略す

陸軍省新聞班

一 濟南城攻略戦

濟南攻略のため黄河北岸地區に集結し濟南の空を指呼の間に望み夜に日をついで構築され行く敵陣地を眺めながら「今に見ろ」の意氣に燃え鋭意渡河を準備中であつた我軍は、十二月二十三日午後八時頃にはぶき一つ用心しつゝ、膠濟渡河の準備なつて濟南東北方六十四軒榆林鎮附近及濟南北方四十八軒曲堤附近に於て勇躍大黄河の渡河を決行した。暗雲低くたれ咫尺を辨じない暗も夜半雲晴れて星光また、き冷氣河上を渡つて勇士の頬に一段の緊張を覚えしめた。

二十四日拂曉渡河部隊は石家園（濟南東北方約五十軒）鐵匠家（石家園西方約十軒）及榆林鎮附近の對岸に進出し敵の抵抗を排除しつゝ、同日午後には濟南及其東方周村附近に向ひ追撃を開始した。二十五日正午濟南方面に向つた部隊は既にその東北方四十軒の地點に迫

り、同日夜半濟南東方十六軒韓莊に到着、二十六日朝來處々敵の抵抗を排して濟南城に肉薄同日午後十一時半福榮部隊は北門を占據し赤柴部隊も亦東門を占據した。

周村方面に向つた部隊は二十五日正午頃周村北方の地點に進出し同日午後七時には周村を占據した。

二十七日朝來濟南城內敗殘の敵を掃蕩し、沼田部隊は黄河南岸に沿ふ地區を濟南城の西方に沿ひ敵を追撃した。

飛行隊は全力を擧げて二十四日以来濟南附近に集結せる敵を粉砕し退却中の敵に對し追撃中である。

支那軍は退却に當り濟南市の各所に火を放つたものの如く二十六日朝來省政府日本領事館、日本病院等焼失した。

大黄河滔々の流れも遂に皇軍を阻む鐵壁の障礙たり

得なかつたのだ。黄河を渡つて日章旗の進む所たとへ黄河の濁流變じて清流とならずとも山東民衆の人心には明朝安堵の色が漲つたことは疑ひない事實である。

黄河南岸の住民は我軍にはじめより親しみの態度を見せ湯茶を供給し道案内をなし子供は嬉々として皇軍を迎ふる有様である。

濟南攻略は殆ど無流血の戦史を止め市民全部一も避難せず城外の翠の藻浮ぶ小清河河畔では老婆がニコ／＼と洗濯をしてゐる有様だ。此の事實は何を語るか韓復榘若し冷靜の理智あらば此の事實を觀て迷夢より覺醒せよと言ひたい位である。しかし濟南には多數の地雷が埋没されてあつて既に發掘したもの四十數箇に達し又濟南飛行場滑走地區よりも二十數箇の地雷を取り出した程である。

濟南攻略は洞ヶ峠に立つて優柔不斷たりし韓復榘に對し「爲さざると遲疑するとは武將の最も戒むべきところの教訓的鐵槌を加へたものである。これを軍事的に觀れば世界軍事界が最も困難とみてゐた大黄河渡河作戦も我軍の前にはものかすでないことを示し、山東半島の咽喉を扼して青島方面の支那軍の退路に迫ることをも意味してゐる。更に南京方面より北上中の

我軍の行動と相俟つて津浦鐵道全線に加へた壓力は重大なるものがある。

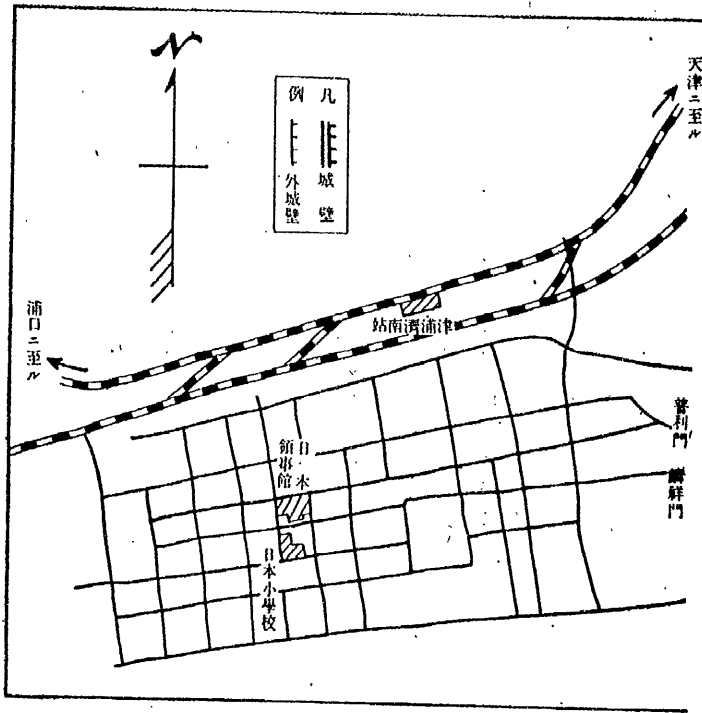
而してこれを他の方面より見れば所謂北支五省の省城を悉く我手におさめたわけで、濟南に發會した治安維持會が北京の臨時政府を支持する聲明は意義大なるものあり、山東省全部の動向も何れその指標が決定されるのも遠くはない。

二 津浦線追撃戦

濟南攻略部隊は三十日追撃前進を開始し、其後追撃部隊たる沼田部隊は三里莊（長清東方）附近に在る微爾な敵を驅逐し正午頃長清を通過し南進、左追撃部隊たる福榮部隊は午前十一時頃以來小劉莊（濟南西南方約二十軒の崑山西方）小崑山及唐王寨（崑山東方三軒）を占領せる約一千の敵を攻撃し午後二時頃唐王寨高地を攻略した。

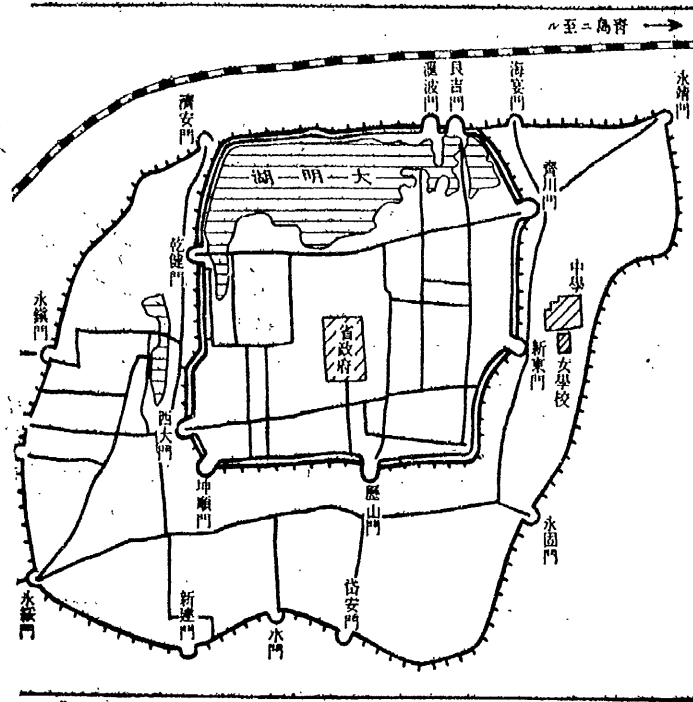
霜凍る三十一日夜密かに轄家河の部落を抜き、星明りの夜に滿目荒涼たる中を一氣に南下殘敵を掃蕩しつ夜を徹して強行軍を続け拂曉界首を突破した。この時昭和十三年の初光は雲を戴いてそびゆる靈峰泰山の山肌を紅に染め莊嚴極まりなく我が將士は思はず初日

細地圖



隊は午前十一時三十分大汶口を占據した。大汶口南方汶河對岸には敵の陣地及數千の敵兵を見る。
 福榮部隊は當面の敵を突破して三日正午石橋(大汶口西南約十五軒)に達し、續いて南進した。
 福榮部隊の一部は三日夜夜襲を以て漢縣及曲阜の敵約數百名を攻撃しこれに殲滅的打撃を與へ四日午前四時四十分之を占據し、頑敵を西南方に敗走せしめた。曲阜は何人も知る約二千六百年前孔子生誕の地でその聖廟と共に孔子の子孫が現存してゐる。我軍は特にこの地を戦火より免れしめるため萬全の策を加へてゐる。
 福榮部隊の主力は同日午前十時李庄(曲阜北方六軒)を通過南進した。
 同日午後一時三十分沼田部隊は路家庄(寧陽北方十五軒)を通過南進し

濟南



の出に向つて聲を限りて聖壽の萬歳を三唱した。泰山は支那五大靈山の隨一で氣品に於てこそ富士の聖峰に及ばないが山頂から眞白に雪を頂いて毅然と聳ゆる姿は無言の裡に支那四千年の興亡を物語つてゐる。泰山附近の殘敵も皇軍の前に微塵に碎けて午後一時津浦線南部の據點泰安に日章旗を懸へし附近の戰鬪に於て追撃砲五門を鹵獲した。
 沼田部隊も同じく長清から肥城に向ひ南進し、遂に一日午後一時同地を占據し凱歌と共に陣中の元旦を祝福した。陣中では年末も元旦もない。聖戰に勇進する津浦線の第一線は一據點、一部落し占據に湧く凱歌が煮蘇ともなり「お目出度」の祝詞ともなるのだ。
 翌二日午後五時騎兵部隊は安駕莊(寧陽北方二十軒)に沼田部隊は界首(安駕莊北方六軒)に達した。福榮部

四日夕その一部は古城(寧陽縣南方七軒)を占據した。四日午後一時約四千名の敵が兗州濟寧間を西南方に退却中なるを認めた。

桑田部隊はその快足を利用して三日東頓村(兗州西北方約十二軒)に達し、その先遣隊は四日午前九時兗州を占據し同主力も午後三時兗州に入城した。出發以來糧食の缺乏寒氣にもひるまず士氣頗る旺盛愛馬をいたはりつゝも急追につぐに急追を以て敵をして陣地を構築せしめる追を與へず更に進撃中である。

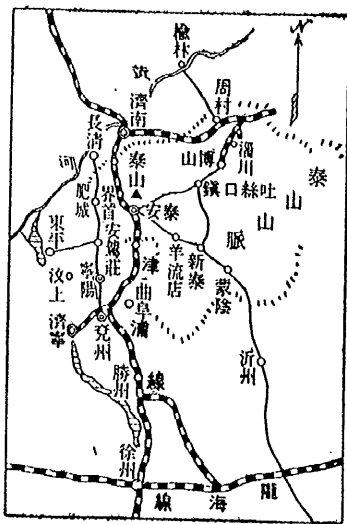
沼田部隊の主力も五日正午頃兗州に入城した。周村を占據した石田、松井の諸部隊の一部は二十七日午後四時頃淄川(周村東南方十六軒)を占據し、主力部隊は二十九日周村を發して南方に追撃を開始し同日午後四時より七里店(淄川西南四軒)蘇王庄及その西方高地を占領せる迫撃砲を有する敵を攻撃し當日夜迄に之を奪取した。

三十日午前九時二十分大崑崙(淄川博山中間)の敵を突破し午後二時過には大庄(博山北方五軒)附近の敵陣地を攻撃し之を撃破して追撃を續行し二日午前十一時三十分大冶(吐糸口鎮東北方約四軒)に達した。



式 城 入 南 濟

圖要線浦津岸南河黃



急追中の先遣部隊は三日午前九時半流店を發して進路を新泰にとつて依然敵を急追中であつたが、五日正午頃新泰に進出し歷山(新泰西南方四十軒)蒙陰の線に向ひ前進した。

我軍の進出により青島はその後路を絶たれたため支那軍は之を放棄するに決し于學忠、沈鴻烈等は青島より自動車にて四日諸城に到着したといはれてゐる。

三 杭州方面

杭州に向ひ進撃中の我が部隊は十二月二十三日夜餘杭附近に達しその一部は午後七時餘杭を發して二十四日夜には富陽附近に進出富春江を強行渡河中、二十五日正午頃約四千の敵が杭州——富陽道を富陽に向ひ退却中なるを知り直ちに渡河を中止して錢塘口に壓迫する如く攻撃し戦況有利に發展中の處、左縦隊の一部も亦留下鎮方面より敵の背後に進出し來りて完全に敵を捕捉して午後五時頃之を撃滅した。此の敵は第百七師の主力で此の戦鬪で我が損傷は微弱であつた。

別に杭州に向ひ一路南下中の我が部隊は二十三日夜瓶窰鎮に達し追撃隊は同夜直ちに南方に追撃に移り二十四日午前七時五十分一部を以て杭州西北角武林門を占據し追撃隊主力は正午過市内の掃蕩を終ると共に正面の敵を攻撃し一部を以て飛行場を占據した。かくして二十四日夜完全に杭州は我が攻略する所となり翌二十五日我が主力は堂々杭州城に入城した。

別に杭州攻撃に協力すべく前進中であつた一部隊は崇徳長安附近で第六十三師の一部の抵抗を受けたが之を撃破しつゝ二十五日午後二時杭州に入城した。杭州に於ては山砲八、野砲五、其の他の大砲四を鹵獲した。

四 各地の状況

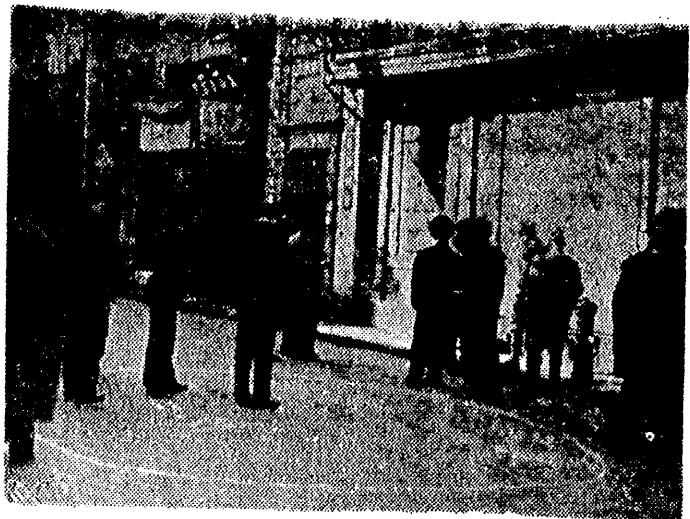
さきに揚子江を渡つて揚州を占據續いて敵を西北方向に向ひ追撃した我が部隊は十二月二十二日天長（揚州西北方五十軒）を占據した。又揚子江北岸に健闘中の倉林部隊の一部は石獅子（安來北方五十軒）附近の敵を撃破し一月二日には肝胎縣城（滁州北方約八十軒）を新年の血祭に上げた。齊盤山（滁州西北方約三十軒）を占領してゐる田代部隊の一部に對し四日朝約三百の敵がこさかしくも逆襲して來たが我軍は直ちに之を撃退した。齊盤山前面の岱山舖、池河驛附近には砲兵を有する約一千紅山集附近に約五百の敵がある。

又五日午前飛行機の偵察によると滁州西南方四十八軒張飛集附近には約八百の敵があり滁州西方八十軒の店埠大舖間に約四百、その北方の定遠及高壇舖間に約二千、臨淮關附近に約二千五百の敵が存在することが明らかとなつた。

支那方面艦隊司令長官は昭和十二年十二月二十六日午前八時以降青島も斷乎航行を遮斷することを宣言した。

昭和十三年一月一日午後三時頃上海共同租界福建路附近を通行中の我が制服の陸軍兵士に對し突然群衆中から手榴彈を投じたものあり轟然たる爆音と共に炸裂し兵四名を負傷せしめた。同日はこれより先午後一時二十分より午後三時迄の間に公大紡績第三廠（上海租界）を始め善和紡績工場内外棉紡績工場の三箇所に連續的に小爆彈（煙草罐大）を投入したものであり何れも支那遊撃隊の仕業と見られ我方は直ちに嚴重捜査を開始した。

香港に於ても十二月三十一日眞夜中頃二人の臺灣人



手榴彈投擲現場附近の檢證

が三十名の支那人に袋叩きに會つて印刷機を奪ひ去られた事件が生じた。

我軍の南京攻略後二十萬の殘留市民によつて生れた南京自治委員會は去る十二月二十三日委員會の成立を見たが愈々元日の午後二時南京の中心鼓樓にて發會式が舉行された。國民黨の誤れる抗日の本據に早くも眞に東洋平和への希望と喜びに溢れた自治會が新春慶祝の陽光と共に誕生したのは實に意義深いものがある。鼓樓の屋上高く翻騰たる五色旗と日章旗及自治會の宣言五項目を大書した幟を明日への再建支那に先驅する象徴と見るのは過早だらうか。

濟南に於ても元日の佳日を期して治安維持會の發會式が舉行され實業界、宗教界、學界その他各界の代表約三百名出席の下に馬會長の就任挨拶に次で宣言をなし北京の中華民國臨時政府に對し絶對支持する旨の電報を發した。

支那空軍の再建を粉碎す

海軍省海軍軍事普及部

南京陥落によつて作戦上大きな段階を劃するに至つた事は勿論であるが、海軍の作戦は全面的に毫も休む所なく緊々乎として進められて居る。

即ち封鎖部隊に依る支那沿岸の海上交通遮断は愈々嚴重を加へ、支那汽船は勿論我克の往來も殆ど杜絶せしむるに至つて居る。

又揚子江上の海軍部隊は支那軍の敷設した機械水雷の危険を冒して水路啓開作業を續行する一方、我が陸軍の揚子江北岸への渡河作戦及杭州進撃に協力した。

航空部隊は引續き北支南支に於ける敵軍事施設並に運輸交通機關を潰滅すべく連日空襲を實施し、中支に於ては南京攻略後奥地の敵空軍撃滅を志し、極めて有效なる攻撃を敢行して支那空軍をして全く顔色な

からしめて居る。即ち十二月中に確實に撃破した敵機は實に百二十三機に達し、支那空軍は最早再起の望なしといふべきである。尙その過半が蘇聯の製作にかゝるものなることは特に注目すべきであると思ふ。

一 艦船部隊の奮闘

十二月十八日青島沖合に行動中の我が海軍艦船は同夜青島方面に大火災の起つたのを報じたのであるが、これは不法なる支那側の計畫的暴擧であつて青島に在る我が紡績工場は悉く爆破せられた事が判明するに至つたので、十二月二十六日支那方面艦隊司令長官は青島に對しても交通遮断を行ふ旨を宣言し、斯くして全支沿岸は第三國領土沿岸を除き悉く我が海軍力により封鎖せらるゝこととなつた。

封鎖部隊の状況に關し、十二月三十日大本營海軍報道部では次の如く公表した。

我が海軍封鎖部隊に依る支那沿岸の海上交通遮断は愈々嚴重を加へ、今や支那汽船は勿論我克の往來も殆ど杜絶せり。尙最近第三國船舶の廣東香港間運航頻繁なると又第三國船舶が支那船に代り沿岸運輸に従事するの傾向あるは注目を要する點なりとす。本作戰に従事中の我が艦艇は南北廣範圍に散在し或は氷雪に悩まされ或は風濤と闘ひ特に南支方面季節風は連日秒速二十餘米に達し小艦艇に於ては動搖の爲、飲事不可能なるを常とし乗員は毎食ビスケットを食するの外なく其の辛苦想像に餘あるものあり

一方揚子江上に行動する艦艇は南京攻略後引續き江岸の殘敵を掃蕩すると共に、多數の機械水雷排除作業を行ひ航路を啓開し、又陸軍部隊の揚子江北岸への渡河作戦に協力し沿岸要地に夫々部隊を配置し之が警備に任じた。尙陸軍の杭州進撃に策應して湖州、嘉興方

面より杭州に至る水路の安全を確保し、後方連絡を確實ならしめた。

二 航空部隊の戦闘

十二月二十日

一 中支方面

九江飛行場を爆撃大破した。

二 南支方面

粵漢、廣九、新寧各鐵道を爆撃。

十二月二十一日

一 北支方面

蘭州を攻撃し同地上空に於て敵戦闘機十機と交戦しその六機を撃墜し、又地上にあつた大型機六機小型機二機を爆破し、格納庫一を爆撃炎上せしめた。

二 南支方面

廣九鐵道及新寧鐵道斗山驛附近を攻撃した。

十二月二十二日

一 中支方面

大舉南昌攻撃に向ひ敵戦闘機二十數機と交戦し十七機を撃墜し、又地上待機中の敵機約三十機に對し銃爆撃を加へ十三機を爆破せしめた。

二 北支方面

河南省周家口飛行場を爆撃。

十二月二十三日

一 南支方面

廣九、廣三、粵漢鐵道を攻撃した。

十二月二十四日

一 南支方面

廣九鐵道(林村附近)攻撃。

十二月二十五日

一 中支方面

杭州諸賢方面を偵察し、諸賢及樟頭に於て貨物列車線路等を爆破した。

十二月二十六日

又襄陽(漢口北西二七〇軒)飛行場を攻撃し、地上待機の敵小型機七機を攻撃し二機を爆破し二機に相當の損害を與へた。

二 北支方面

山東方面の要地を偵察し、海州では兵舍貨物列車倉庫等を爆撃し、又連雲港驛及沂州の兵舍を爆撃した。

三 南支方面

粵漢鐵道英德附近、廣九鐵道土塘驛附近及新寧鐵道燕山驛附近を攻撃した。

十二月二十六日

一 北支方面

兗州及徐州を爆撃。

十二月二十七日

一 中支方面

粵漢、廣九、新寧鐵道上の要地攻撃を續行した。

安慶(合肥)、蚌埠飛行場を偵察攻撃したが敵飛行機を認めず、飛行場格納庫倉庫を爆撃破壊した。

二 北支方面

青島勞山附近を偵察すると共に兗州、徐州、沂水、沂州、莒縣等を攻撃した。

三 南支方面

粵漢鐵道(源潭、白泥)、廣九鐵道(樟木頭、新寧鐵道(公益埠))を爆撃。

十二月二十八日

一 北支方面

湯頭諸城間の敵部隊及沂水下庄集間の敵裝甲車部隊を攻撃し又兗州驛を爆撃した。

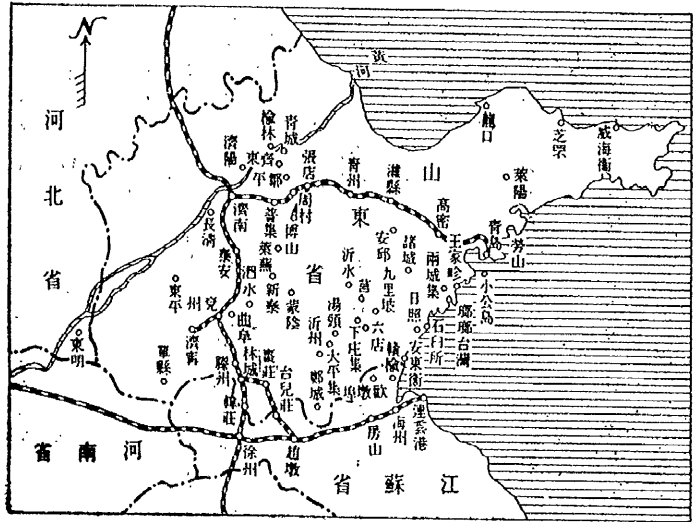
二 南支方面

粵漢鐵道(河頭圩)、新寧鐵道(萬福寺)及廣九鐵道(樟木頭鎮驛)を攻撃した。

十二月二十九日

一 北支方面

山東省附近概略圖



山東省各要地を偵察すると共に、左記地點を攻撃し敵密集部隊、車輛、兵營等に多大の損害を與へ、陸軍の山東方面に於ける南下作戰に協力した。

大平集、徐州、郟城、歡墩埠、諸城、莒縣、九里坡、嶧榆、沂州、臨城、大店、王家峪、海州。

又他の航空部隊は西安飛行場を空襲し、格納庫及工場を爆撃し地上の飛行機一機を爆破した。

二 南支方面

粵漢鐵道（樟木頭驛、總河、銀蓋坳、登江口附近）、廣九鐵道（龍頭鎮橋、土塘驛）を攻撃した。

十二月三十日

一 北支方面

前日に引き続き徐州、沂州、海州、兗州、八義集、莊家鎮、街頭集等を攻撃し、密集部隊、列車、自動車等を攻撃した。

自動車等を攻撃し山東方面より退却する敵軍に多大の損害を與へた。
又洛陽飛行場を空襲し、地上機四機を爆破し附近の附屬建物を破壊炎上せしめた。

二 南支方面

香港廣東間自動車道路及橋梁を爆撃し、又粵漢鐵道（軍田附近）、新寧鐵道（大江渡、公益埠附近）、廣九鐵道（常嶺附近、石龍南社村間、筆村附近）を攻撃し、尙増歩火藥廠にも數箇の爆弾を命中せしめた。

十二月三十一日

一 北支方面

前日と同様山東方面より南下退却する列車、自動車等を攻撃す。

二 南支方面

廣九鐵道沿線各地及自動車道路を攻撃した。

一月一日

一 北支方面

濰縣方面の人馬自動車群を攻撃した。

二 南支方面

大舉して廣九鐵道筆村驛附近を爆撃し、又沙村（廣東東方約七十軒）の橋梁を攻撃した。

又他の一隊は白雲飛行場及粵漢鐵道を爆撃した。

一月二日

一 北支方面

青島其他山東方面の各要地を偵察すると共に新安鎮、平度附近の列車及敵部隊を攻撃した。

二 中支方面

南昌飛行場を攻撃し、格納庫工場及大型機二機

を爆破し敵戦闘機一機を撃墜した。又安慶飛行場を空襲し附近建物を爆破した。

三 南支方面

香港廣東間自動車道路を爆撃し、又廣九粵漢鐵道及從化飛行場を攻撃した。

三 支那飛行機に與へたる損害統計

事變發生以來我海軍の撃破せる支那飛行機数は十二月三十日迄の統計左の通りであつて、此の間に於ける我が損失機数は六十三機である。

擊墜	二四一	一七	二五八
地上爆破	二八五	三五	三二〇
合計	五二六	五二	五七八

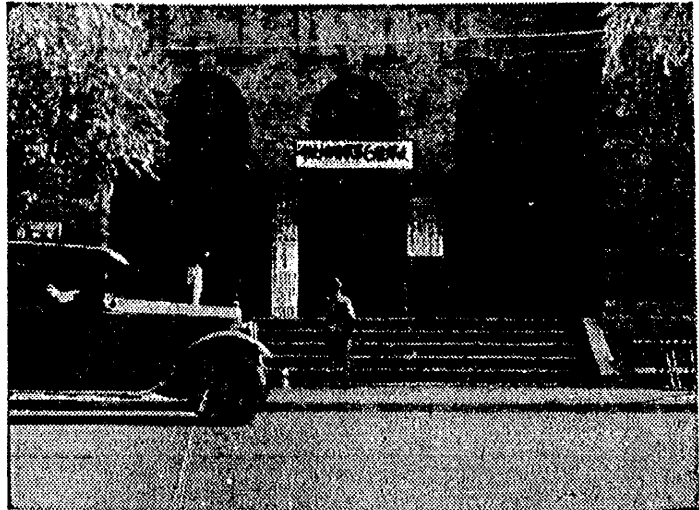
軍事郵便に就て

大本營陸軍報道部
大本營海軍報道部
逓信省

暴支膺懲の聖戰初まつて以來勇猛果敢なる我軍は、或は北に、或は南に、向ふ所敵無く赫々たる武勳を建て首都南京も脆くも陥落するに至つた。それにつけても、われ／＼銃後に在る者は、一身一家を顧みず勇躍戦線に活動する出征軍人の上に出づる想を馳せて、只管感謝感激の念に堪へないと同時に、此等出征將兵の爲に最善の支援を獻げたいといふ氣持の燃え上るのを感じるのである。

政府は戦地と祖國との通信聯絡の爲に、古くより軍事郵便の制度を設け軍の公用通信の送達を行ふと共に、出征軍人軍屬等の爲に私用通信の送達をも行つてゐるが、茲に此の軍事郵便の制度、組織、其の取扱方は如何なるものであるかに付いて概要を紹介して見よう。

抑、軍事通信なるものは軍作戦の重要な一部を爲すものであつて、戦時事變に際し不羈獨立の行動を採るべき軍としては、軍自ら所要の機關を備へ之を自ら運営する必要があることは自明の理であり、郵便と雖も其の原則によるのが當然である。此の場合の郵便制度を定めたものが即ち軍事郵便である。而して其の目的とするところは戦地内は勿論、戦地と本國間の郵便を恰も内地に於ける如く而も軍の行動に追隨する様圓滑に實施するの外、特に戦線と銃後との間に於て將兵と國民とを結ぶ唯一の連絡手段たるの實を發揮せんとするものであつて、之が爲野戰郵便局或は海軍軍用郵便所が設けられるのである。



天津の野戰郵便局

軍事郵便として差出し得る郵便物は、戦時若は事變に際し戦地又は戦地に準ずる地に在り又はそれ等の地に派遣する軍隊、艦船艇、軍術、軍人、軍屬竝に當該軍術の許可を受けたる者より差出すものと、以上の者に宛てて差出すものとの二種類である。内地から戦地又は戦地に準ずる地に差出す場合は有料であるが、戦地又は戦地に準ずる地から差出す場合は原則として無料である。而して内地から戦地等へ差出す有料の軍事郵便物は必ず料金を完全に納めたものであることを必要とし、料金を未納又は不足のものは差出人に還付して不納料金の二倍を徴収することになつてゐる。一般の内國郵便の場合には普通料金の未納又は不足のものでも其の儘送達され、受取人から不納料金の二倍を徴収されるのであるが、戦地又は事變地では受取人より料金を徴収することは困難である爲斯くの如き特別の方法を採らざるを得ない。

戦地等へ差出す軍事郵便物の料金は皇軍の活動

する地域は内地同様に扱ふ建前を採り、内國郵便と同様に定めてゐる。唯小包郵便物は受授の正確を期する爲書留に限り取扱ふこととし、その料金は朝鮮、臺灣其の他の外地との間の書留小包料金の同一となつてゐる。又北支方面宛の航空郵便の料金は距離の點より内國郵便の最高料金である朝鮮宛のものと同じである。尙滿洲國宛の小包郵便物の料金は多少相違してゐるが、茲では詳細の點は省くこととする。

從來軍事郵便にあつては小包は公用のものに限られてゐたが、滿洲事變の時以來私用の小包郵便をも取扱ふこととなつた。尤も去る九月十三日から十月十日までの間、北支那方面宛の私用小包は事變地に於ける運送其の他の關係上一時取扱を中止するの止むなきに至つたが、現在では元通り取扱を行つてゐる。又爲替貯金に關しても戦地の状況に鑑み必要と認めらるゝ取扱を爲し、軍事爲替には金額の制限を付けないとか、手数料を一切無

料にするとかいふ特別の方法を講じて居る。

現在軍事郵便物は事變地に於ては、野戰郵便局、海軍軍用郵便所及軍の一般輸送機關が取扱に當つてゐる。之等の野戰郵便局や海軍軍用郵便所は、固より軍の機關であるが郵便、爲替貯金等の事務に充分の經驗を有する選任有關係の者を軍屬として組織されて居り、従つて軍事郵便従事員は軍の規律に服し、軍隊、軍艦等と行動を共にするのであつて、時には爆彈の洗禮を受け、或は流彈の危険に曝され、身命を賭して働いてゐることのみならず、戦線から或は又祖國から差出される軍事郵便物は實に莫大の數であつて、捌けども、潮の如く押し寄せて来る。我が國民一般の文化水準の向上に伴ひ、出征兵士の通信力は日露戰役當時の十倍以上に上り、それが爲、野戰郵便局や軍用郵

便所員は連日連夜不眠不休の活動を續けることも珍らしくない。又敗殘兵の出没する地方、特に昨年の大洪水の被害地に於て郵便物運送の仕事に當る従事員の勞苦は眞に察するに餘りがある。

我が軍事郵便の歴史を繰れば、彼の尼港事件の際に兇惡なるバルチザンの包圍襲撃に遭ひ、或は馬賊の襲ふ所となつて、郵便物を保護する爲局員が敢然之に應戦し、力盡きて壯烈な戦死を遂げた事實がある。今回の事變に於ても七月二十八、九日の頃天津其の他に於て敵の襲撃を受け、防戦三十時間克く郵便物の守護を全うした野戰局員の働きや、上海に於て敵飛行機の爆撃の下に陸戰隊内の海軍軍用郵便所に在つて數十日に亘り奮闘した局員の健氣さは全く鬼神をも泣かしむるものがあつた。殊に通州事件の際守備隊内に在つた三名の野戰郵便局員は敵の包圍を受くるや

野戰郵便局風景



公用郵便物は腹に著け、其の他の郵便物も身を以て死守するの覚悟を定め、遂に萬策盡きて死を決し、郵便物を焼棄せる準備迄したのであつた。電信が開通するに及び局員の生死如何にと情報を待ちわびてゐた外部の者に宛てて最初打つた電報は、「ユウビンブツジ」といふ文字であつた。又津浦線方面に於ては大洪水の中を重要通信連絡の使命を帯びた局員は單身或は舟で、或は濁流の中を二週間餘あらゆる困難を嘗めて目的地に達し其の任務を全うしたのである。何卒軍事郵便を受け取られる方は、一枚の葉書、一通の手紙にも斯くの如き従業員の決死の辛苦と責任觀念が籠められてゐることを想起して戴きたい。

▽

△

軍事郵便の取扱の経路は内地から事變地宛のもの、内地區間は運信省に於て運送し、内地の最後の局に於て部隊毎に區分し、現地に至る時は軍の

野戦局の機關に依り運送され交付されることとなつてゐる。従つて郵便物が完全に交付される爲には、受取人の行先の方面及所屬部隊名、隊名、階級氏名が明瞭に記載されてあることが絶対に必要である。例へば北支何々部隊何々隊の何隊と書くのである。往々只何々隊一等兵何某といふ様な不明瞭な肩書で出されるのが、何百といふ部隊の中から之を探することは殆んど不可能であつて、肩書の不完全な爲に已むなく遅延する郵便も少なくない。又小包郵便物は通常郵便物に比して頗る取扱が困難である上に、今回の事變に於けるその數は實に想像外の莫大な數に上つてゐるので、内容品の腐敗し易いもの、或は流出の虞あるものは絶対に避け又包装を完全且堅牢にすることが必要である。然らざれば折角熱誠を籠めて送られた慰問の品々が不著となつたり、たとへ届いても腐敗してゐたり、流れ出たりして銃後の赤心が通じない結果となる虞がある。現地視察員の報告に依れ

ば松茸とか、柿とか蜜柑とかいふ腐り易いもの、潰れ易いものを簡単に包装して差出される向もあるが、私用の小包は或は長途の海上を運送船で格られ、或は軍用列車に山の如く積まれて糧食彈藥の運搬の手空きを見て送達せらるゝものであるから、國內で期待するやうに送達する事は到底不可能なことを御諒承願ひたい。又辨寸の如き爆発性のものは郵便禁制品であつて、郵便に差出すことは禁ぜられてゐるから注意せられたい。現に上海方面に於ては慰問品の中に辨寸が入れてあつた爲發火して他の郵便物迄焼けた實例もあつたのである。

▽

△

尙軍事郵便物が遅れて困るといふ非難が相當にある様であるが、野戦局では極力迅速に取り扱ひつゝあるものの軍の移動が頻繁な爲、又現地に於ける輸送機關の關係上運送が困難であつたり、又



故郷のたよりを喜ぶ勇士

郵便物が到着しても第一線部隊に於ては軍の行動の關係上、郵便物を受取りに来ることが不可能なる爲本人に渡せないといふ様な場合もあるのである。軍事郵便物は現地に於ては國內の一般の郵便物の如く郵便局から集配手が名宛人に直接配達しないことになつて居る。

内地から現地へ差出す郵便物は後方部隊迄は一週間乃至十日間位で到着するが、行動中の第一線部隊に對するものは戰鬪其の他の情況に依り一概に何日で届くといふことを豫定し難い。郵便物の宛地は戰場であるといふことを想起して頂きたい。

戰争に不可欠なる彈藥糧食の補給の爲最も貴重なる第一線の輸送機關を、戰鬪の最中に郵便物の輸送に割くことは到底不可能であつて、戰鬪が一段落するまでは後方に保管して置くより外無いのである。

又今回の事變地に於て道路、鐵道等が破壊され

交通が如何に困難であつたかといふことは誠に知る人ぞ知るで、軍に於ては此等凡ゆる困難を忍び郵便物の輸送に努力してゐるのである。天津、上海等に於ては各船便毎に數萬箇の小包が到着するが、野戰郵便局員は早朝より深夜迄、時には徹夜で之を處理し、前線への送達に盡力しつゝある。不可抗力其の他各種困難なる事情に制せられて郵便物が迅速に本人の手に渡らないことに對しては、内地及現地の局員は一切の非難を忍び、黙々として忠實に活動してゐる。待ちに待つたなつかしい家鄉の便りを、銃後の熱誠がこもつた慰問の小包を手にして喜ぶ前線の將士の姿を唯一の慰めとして日夜奮闘努力してゐるのである。最後に此等戰地の軍事郵便従事員諸君に對する銃後國民各位の充分なる御理解と御協力とを切望して已まない次第である。

銃後の諸問題

事變と戸籍

司法省民事局

戰死後に受理せられたる
婚姻届の效力等

★婚姻は届出に因つて成立する

婚姻が戸籍吏に對する届出に因つて成立することは、今更云ふまでもないところであるが、事實上の婚姻關係に入つて居ながら、其の届出を怠つたが爲に、婚姻關係は遂に成立に至らず、其の結果、當事者としては不測の不幸を見ると云ふ事例は、今尙決して尠くはないのである。之は必ずしも事變に關係のあることではないけれども、婚姻は届出に因つてのみ其の效力を生ずると云ふことを、先づ以て想起して頂きたいのである。

婚姻の届出は、夫の本籍地又は所在地（入夫又は婿

養子の場合に於ては妻の本籍地又は所在地）の戸籍吏に對して、口頭を以て之を爲してもよく、また届出の書面を作成して、それを提出してもよい。届書を戸籍吏に提出するのには、自身之を持參するの必要はなく、郵便に託して發送しても宜しいし、他人に依頼して提出させても差支へないのである。

★出征地より届書を郵送した場合

今次の事變に當つては、既に家庭の人となつて居る軍人が、婚姻の届出をする邊もなく、急遽壯途に就くと云つたやうなことも、必ずしも尠くはないことと察せられる。之等の軍人が、出征地に於て婚姻の届書を

作成し、所轄戸籍吏に宛てて之を郵送したが、届書が戸籍吏に到達する前に、其の軍人が名譽の戦死を遂げた場合に、其の届出に因り有効に婚姻が成立するか否か。之に付ては從來解釋が異なつて、各戸籍吏に於ても、其の取扱が全國的に觀て、一定して居ないやうな憾もある。若し此の場合に、届出は無効であり、之に因つて婚姻は成立しないと云ふことになれば、それは戦死者の意思に反する結果となることは云ふまでもない。

此の問題に關する有權的の斷定は、勿論裁判に依るの外はないのであるが、司法省に於ては、從來戸籍事務の指導の立場から、右の如き届出を有效として、其の取扱の一定を期して居たのである。其の先例の二三を摘記してみれば――

(一) 大阪市長岡(大正七年八月一日)
 婚姻届、離婚届、養子縁組届、離縁届ヲ郵送シタル後其届書受理前當事者ノ一方若クハ雙方ガ死亡シタルトキ又ハ其事件ノ證人ノ一人若クハ全員ガ死亡シタル場合ニ於テモ總テ適法ノ届書トシテ受理處分ヲ爲スベキヤ將タ不適法ノモノトシテ受理ヲ拒ムベキヤ

(二) 廣島縣裁判所監督判事代理判事岡合(大正九年七月二十二日)
 (要旨) 大阪市長岡(大正七年十月十日附及廣島縣安藝郡矢野町長岡ニ對スル大正八年十月二十日附貴官ノ御回答ニ依リ當事者ヨリ婚姻、離婚、養子縁組等ノ届書ヲ郵送後市町村長ガ受理スル前當事者ノ一方又ハ雙方死亡スルモ市町村長ハ適法ノ届書トシテ之ヲ受理處分セザルベカラズトアリ前記御省議ハ尙維持セラルルヤ

法務局長岡合(大正七年十月十日民第一七九一號)
 例示ノ届出ハ適法ニシテ市町村長ハ之ガ受理ヲ拒ムコトヲ得ズ

(三) 廣島縣安藝郡矢野町長岡合(大正八年九月二十三日)
 大阪市長岡(大正七年十月十日附民第一七九一號)ヲ以テ法務局長ヨリ(中略)其届出ハ適法ニシテ市町村長ハ之ガ受理ヲ拒ムコトヲ得ザル旨御回答相成候處右ハ何レモ民法ノ規定ニ依リ届出ニ依リ效力ヲ生ズベキ事件ナルノ所其ノ效力發生ノ時ハ本人ガ届書ヲ郵便ニ付シタル時ナルヤ(後略)
 民事局長岡合(大正八年十月二十日民事第四四九號)
 届出ノ效力ハ市町村長ガ其ノ届出ヲ受附ケタル時ニ生ズルモノトス

民事局長岡合(大正九年十一月十日民事第三六六三號)
 婚姻、離婚、縁組、離縁等ニ付當事者ガ其ノ效力ヲ生ゼシメムトスル意思ヲ以テ届書ヲ發送シタル以上ハ其ノ届書ガ市町村長ニ到達スル前ニ當事者ノ一方又ハ雙方死亡シタルトキト雖モ市町村長ノ受理ニ因リテ其ノ效力ヲ生ズベシ

★ 留守宅より届書を提出した場合
 次に、出征軍人が出征前婚姻の届書を作成し、之を戸籍吏に提出することを、事實上の配偶者其他の本人に委託して出征したところ、委託を受けた人が其の届書を戸籍吏に提出した時には、既に出征軍人が戦死して居たと云ふ場合にも、其の届出の效力に付て、右と全く同様の問題が生ずる。

此の場合に付ても、司法省は従前から其の届出を有效として取扱ふべしとの態度を執つて居るのである。

(四) 廣島縣安藝郡中町長岡合(昭和十年十一月二十一日)
 (要旨) 甲男乙女トノ婚姻ノ届書ヲ作成シ見内ニ手交シ之ガ届出方一切ヲ依頼シ昭和十年十一月四日旅行ニ出テ同年同月六日頃死亡シ見内ハ右死亡ノ事實ヲ知ラズ同年同月十四日届書ヲ管轄町役場ニ提出シタル場合ニ於テモ尙大正九年十一月十日民事第三六六三號貴官ノ御回答ニ

依り有效ト認ムベキ哉
 民事局長岡合(昭和十一年二月十四日民事甲第一五七號)
 婚姻ハ有效ニ成立シタルモノト認メ(中略)可然ト思考致候

★ 今回の民事局長通牒

右の如く、前掲数例の場合に於ても、其の婚姻届出は之を有效として取扱ふべきことは、司法省としては一貫して居たのであるが、今次の事變に當り同様の事例が頻發し、之等の問題に關して當省へ質疑の向も尠くないので、此の際従前の趣旨を一層徹底せしむる爲、本月九日民事局長から左の如き通牒を發した次第である。蓋し、斯くすることは取扱の一定、法律關係の安固を期する上に於て必要なことは勿論、亦以て戦死者の英靈を慰むる一端ともなるだらうと考へたからである。

地方裁判所長岡合(昭和十二年十二月九日民事甲第一六六〇號)

軍人ノ婚姻届出ニ關スル件
 今次事變ニ際シ出征軍人ノ婚姻届出ニ關シ尙向ノ向モ有之候處(一)出征軍人ガ出征地ヨリ届書ヲ發送シ其ノ受理前ニ戦死シタル場合(二)出征軍人ノ委託ニ依リテ届

出ヲ爲シタルニ出征軍人ガ其ノ受理前ニ戰死シタル場合ニ付テハ夫々別紙當省ノ先例有之右先例ハ之ヲ維持スベキモノト被存候條其管下市町村長ニ對シ周知方可能御取計相成度爲念及通牒候也

（別紙先例トハ前掲(三)及(四)ノ先例）
 今回の通牒は事例の最も多い婚姻届出のみに關して居るが、養子縁組、離婚、離縁等に付ても全然同様であることは、前掲(一)及(二)の先例に依り明白である。

★戸籍に「戦死」と記載せしむ

名譽の戦死者に付ても、戸籍には單に「死亡」と記載するのが従來の例であつたが、法律の規定の上からも此の場合に「戦死」と記載することは敢て不當なものではなく、斯く記載することに依つて、故人の名譽を永遠に紀念し、一門の光榮を後昆に顯揚することが出来る次第であるから、司法省に於ては、其の記載を統一せしむる爲、本年十月十五日左の如き通牒を爲した。

地方裁判所長宛民事局長通牒（昭和十二年十月十五日民事甲第一四七七號）

戰死シタル軍人又ハ軍屬ノ戸籍記載ニ關スル件
 戰死シタル軍人又ハ軍屬ニ付死亡報告アリタルトキハ爾今事件本人ノ戸籍事項欄ニハ「何年何月何日何時何々ニ

於テ戰死云々」ノ例ニ依リ記載スルコトニ致度候條貴管下市町村長ニ對シ可然御通達相成度此段及通牒候也

更に、右通牒以前の戦死者にして、既に戸籍に「死亡」と記載してあるものに付ても、遺族等よりの申出に依り「戦死」と記載を更正するも差支なきものとして、道般次の如き通牒を爲した。

地方裁判所長宛民事局長通牒（昭和十二年十二月十七日民事甲第一六八七號）

戰死者ノ戸籍記載ニ關スル件

（前略）従前ノ戰死者ニシテ既ニ戸籍ニ死亡ト記載シタルモノニ付利害關係人ヨリ之ガ記載ノ更正方申出アリタルトキハ戰時死亡者生死不明者報告手續第四條第四號ノ死亡報告書（中略）其ノ他確實ナル書類ニ依リ戰死者ナルコトヲ確認シ得ルニ於テハ之ヲ受理シ「何年何月何日何某」ノ申出ニ因リ死亡事項中「死亡」トアルヲ「戦死」ニ更正シ、ノ振合ニ依リ事由ヲ記載シテ更正スルモ差支ナキ義ト思考致候間（中略）此段及通牒候也

尙、司法省民事局に於ては、陸海軍省の人事局と緊密なる聯絡を保ち、法規の許す限り、執法者として銃後支援の赤誠を捧げること努力して居る次第である。

銃後の諸問題

事變と恩給扶助料

内閣恩給局

我國に於て始めて恩給制度が出来たのは明治八年であるが、爾來六十年間に年々恩給扶助料は増加し、昨年末に於ては年額一億六千萬圓以上に達し、其の漸増の主なる原因は官吏軍人の自然増加にあることは勿論であるが、其の間歇的に目立つて急増することが度度あり、之には戦役事變、行政整理、恩給額扶助料額の増額等が主な原因として數へられるのである。

明治二十七八年戦役に因る恩給扶助料の増加はさして大なるものでなく、明治二十六年末に於て人員一萬五百人、金額百二十二萬圓位であつたものが、明治三十年末には二萬九千五百人、二百三十六萬五千圓ばかりとなつた。明治三十七八年戦役に因る増加は流石に大戰役であつただけに著しく、明治三十六年末の約五

萬五百人、四百六十四萬五千圓が明治四十二年末には約二十一萬四千一人、一千六百六十六萬圓に達した。大正三四年戦役、西伯利亞出兵は特筆すべき著増を示さず、昭和六年以降の滿洲上海事變には相當の戦死傷者を生じ、新規に規定する恩給扶助料が昭和三、四年頃一年間に一萬五千人、六百萬圓臺であつたのが、昭和七年乃至昭和十一年には昭和九年に新設された傷病年金を除いても二萬人を超え、金額も八百萬圓乃至一千萬圓内外となつたのである。一方此の事變の前後から嘗て明治三十七八年戦役の頃生じた扶助料權利者にして死亡する者が著しく増加したため、増減差引きの年末現在の恩給扶助料總額は大して目立つた増加を示さず、昭和五年末の約三十五萬五千六百一人、約一億三千四百萬圓に對し昭和十一年末に於ては約三十九萬四千一人、一億五千七百八十萬圓となつて居るのである。

云ふ迄もなく戦役事變に因り扶助料が増加するのは軍人が死亡するからであり、増加恩給等の傷病恩給が増加するのは軍人が傷を受け又は疾病に罹るからである。而して之は直ちに恩給扶助料の總額に影響を顯はすのであるが、戦役事變に従事した者は大正十二年十月一日前は一年に付一年乃至二年を、同日以後は一箇月毎に一箇月乃至三箇月を恩給年限に割増しする恩給加算の制度がある爲、早く恩給年限に達し、それだけ普通恩給即在職の年限に因る恩給が増加するので、死亡もせず傷病にもならず従つて直ちに恩給扶助料の總額に影響を顯はさなかつた者と雖も、數年乃至十數年後には退職して徐々に影響を顯はすに至るのである。即ち恩給扶助料額の漸増の一原因となるのである。要するに戦役事變は恩給扶助料の急増及漸増に對して影響する所甚だ大きいのであつて、今回の支那事變に因る影響も規模が大きいだけに相當なるものありと思はれる。併し乍ら、斯の如き恩給扶助料は國運を荷つて忠勇義烈の働きをした軍人又は其の遺族に賜はるべき必然の給與であり、出征軍人に其後の安全を保障する上から云つても誠に重要なものであると考へ

然るに出征兵士の内には兵士は恩給扶助料と關係がないやうに思つてゐる者も尠からずあるやうに思はれるが故に、目下事變中であり恩給や扶助料を受け得る人々が日々増加する状態であるから、茲に少しく恩給扶助料は如何なるものであるかに付て述べることにする。

普通恩給は、兵又は下士官としては前に述べた加算の年月數と合して十二年以上在職しなくては受けられぬことになつてゐるから、上級の下士官を除いては之を受け得ることは稀であるが、軍人は總て戰團等の公務の爲傷病を受け又は疾病に罹つた場合其の傷病が一定程度以上に達するときは増加恩給又は傷病年金又は傷病賜金を受け得るのであり、又戦死など公務の爲死亡した場合には軍人の遺族は軍人の在職年數に拘らず扶助料を受け得ることが出来るのである。増加恩給は、一方の手の指及示指を全失した程度以上の傷病者に給せられるものであり、増加恩給受給者は在職年數の長短に拘らず必ず普通恩給を併給される。戦傷病兵の増加恩給は階級と傷病の程度に依り年額三百圓以上九百圓、同じく下士官は三百三十圓以上九百九十圓位であり、併給の普通恩給は一等兵が年額百六十五圓、上等兵

が百八十圓、軍曹で二百五十五圓位である。傷病年金は、一方の手の中指を全失し又は示指の機能を廢した程度以上の傷病者に給せられ、年額戦傷病兵百三十圓乃至二百六十圓、同じく下士官百四十三圓乃至二百八十六圓、傷病賜金は一方の足の第三趾乃至第五趾の内一趾の機能を廢したり一方の手の小指の機能を廢した程度から一方の手の中指の機能を廢した程度の傷病者に給せられる一時金で、戦傷病兵百五十圓乃至九百圓、同じく下士官百六十五圓乃至九百九十圓である。

出征の兵士や下士官が戦死し又は戦傷病の爲死亡した場合には、其の軍隊に入つてからの勤務年月數が如何に短くとも遺族に扶助料が給與されるのであつて、其の年額は一等兵の遺族は百六十五圓、上等兵の遺族は百八十圓、軍曹の遺族は百六十五圓、上等兵の遺族が如く下士官兵が生存してゐて受ける普通恩給と同額であり且最初の五年間は其の年額の三割増を受け得ることに優遇されてゐるのである。下士官兵が戦陣以外の公務に因り死亡した場合にも遺族は扶助料を給せられるのであつて、只此の場合には扶助料年額は前記年額の十分の八といふことになつてゐるのである。

扶助料を受け得る遺族は、軍人死亡當時其の戸籍内に在つた妻、未成年の子、父、母、成年の子、祖父、祖母に限定せられ此の順位(同順位の子は家督相續の順序に依る)で給せられるが、右の内未成年の子は未だ結婚してゐない場合に限り扶助料を給せられ、成年の子は不具廢疾にして生活資料を得る途がなく且之を扶養する者のないといふ極特別の場合に限り扶助料を給せられ、養子は公務員が戸主であつて其の家督相續人である場合、又は公務員が家督相續人であつて之を假に戸主と看做すときは其の公務員が死亡した時に家督相續人となるべき人である場合に限り、扶助料を給せられることになつてゐるのである。

尙注意すべきことは、内縁の妻は恩給法では妻と認めないことであつて、公務員死亡の日迄に正式に戸籍に入つてゐなければ妻として扶助料を受けることが出来ないものである。兵士の出征後に氣がついて入籍手續をしたが其の時既に兵士は戦死してゐて扶助料を受けられなかつたといふ實例も尠くないのである。公務員死亡の日迄に入籍してゐれば、公務員死亡當時に妻の胎内にあつた子は、後に出生したときに特に遺族たる子として扱はれてゐるのである。

恩給や扶助料を受ける権利のある者でも黙つてゐては給與せられないのであつて、必ず裁定官廳に恩給なり扶助料なりの請求をして證書を受けなくてはならぬ。そして恩給扶助料は権利の發生した日から七年間に請求せねば其の権利は消滅するに至るのである。普通恩給、増加恩給、傷病年金の受給者は、特に年限を限つて給する場合を除いては大體に於て生涯受給得るのであるが、扶助料の受給者は色々の場合に権利を失ふことが多いのであつて、之を列挙すれば、

- 一、扶助料権利者が死亡したとき
- 二、扶助料権利者たる未成年者が満二十歳に達したとき
- 三、扶助料権利者が軍人等の公務員の戸籍を去つたとき、但扶助料権利者たる妻が分家し又は遺族たる子の分家する者の家に入籍したとき及扶助料権利者たる子が分家し又は遺族たる妻或は子にして分家する者の家に入籍したときは失権しない。(尤も大正十二年十月一日前に分家した扶助料権利者は失権してゐる)
- 四、扶助料権利者たる妻又は子が婚姻したとき
- 五、死刑又は無期或は二年を超える懲役或は禁錮の

- 六、刑に處せられ確定したとき
- 不具廢疾にして生活資料を得る途がなく且扶養する者がないといふ要件で扶助料を受けた成年の子に右の要件がなくなつたとき
- 七、日本國民たる國籍を失つたとき
- 八、軍人が傷兵院に入院してゐる爲に扶助料を受けざる者は其の入院者が死亡し又は退院したとき

此の外扶助料権利者が正式に婚姻として戸籍吏に届出ですとも、事實上婚姻關係と同様の状態に入ると、裁定官廳は恩給審査會の議決を経て扶助料権を取上げることがある。恩給や扶助料の證書が亡失したり毀損したり證書が例へば借金等の爲他人の手に渡つて自分で支拂金を受けることが出来ぬやうな場合には、願末を具して裁定官廳に證書の再交付を申請することが出来る。尙當局に於ては、今次の事變及過去の戰役事變に依る戦死戦傷病者の犠牲の大なるを想ひ、財政にして許すならば最近の議會に戦死傷者等の爲に扶助料、増加恩給、傷病年金等の増額案を提出し度いと計畫してゐることを中添へたい。

昭和十二年の國際政局回顧(下)

外務省情報部

6. スペイン問題の波瀾

前年から持ち越したスペイン動亂は首都マドリッドを挟んで戦線膠着し、戦局は持久戦に入つたが、一方、義勇兵撤退問題を繞る列國の對立は激化し、干渉問題は紛糾を重ねた。斯くて二月十六日の不干渉委員會は義勇兵の禁止を二月二十一日より、監督組織を三月七日より、夫々實施すべき決議を採擇したが、義勇兵問題は依然として紛糾し、監視制度は有名無實であつた。

五月に行はれた英國皇帝の戴冠式を機會にロンドンに於て試みられた休戦工作も、突如として勃發したドイツチェランド擄撃事件によつて粉砕された。即ちドイツ艦隊は報復としてアルメリア港を砲撃すると共に、不干渉委員會の脱退を宣言し、イタリーも亦ドイツを支持して不干渉委員會を脱

退し、情勢は極めて緊張を示したのである。併し、英國の調停工作はよく此の難局を打開し、獨伊は間もなく不干渉委員會に復歸し、一方戦局の不振と相俟つて、情勢は稍弛緩を示したが、列國間には依然として義勇兵撤退問題を繞つての紛争が續けられたのであつた。其の中に極東に於ては支那事變が勃發して、一時全世界の耳目は支那に集中せられスペイン問題は忘れられたかの觀があつたが、茲に又地中海問題が起つて、局面は活況を呈するに至つたのである。即ち、スペイン人民戦線派に屬する汽船を初めとして、同軍に武器を輸送して居た蘇聯邦の汽船やスペイン海上の監視に従事して居た英國艦船などが、地中海の各地に於て國籍不明の怪潜水艦に襲撃され或は撃沈されるといふ怪事件が頻發した

のであつた。茲に於て大恐慌を來した各國は、此の怪潜水艦を退治して地中海の安全を保障しようといふので、英佛の主唱の下に、九月十日からイスの「ニヨン」に於て地中海關係國の會議を開いた。併しイタリイは蘇聯邦が怪潜水艦の横行をイタリイ海軍の仕業であるとして正式に抗議を提出し、損害賠償を要求したのを憤慨して参加を拒絶し、ドイツ亦イタリイを支持して出席を拒絶した結果、會議はスペインの海上監視を嚴重にする事を申合せた程度で無意味に終つたのであつた。

7. スペイン動亂の終局

「ニヨン」會議の後、義勇兵問題は愈、紛糾し、イタリイの義勇兵は四萬と發表されたが、尙續々と増派の風説が傳へられ、ドイツも亦フランコ軍に積極的援助を與へるであらうといふ報道もあつて、それかあらぬか、久しく膠着状態を續けて居た戦局も俄然活況を呈し、十月二十一日、フランコ軍が北部のヒホンを陥れるに及んで全スペインの三分の二はフランコ軍側に歸し、人民戦線派

が二十八日、首都をバレンシアよりバルセロナに移すに及んで、フランコ側の優勢は確實となつた。之より先十月二日、蘇聯邦政府は突如として不干渉體制の全面的廢棄を不干渉委員會に通告して、人民戦線派積極的援助の態度を宣言したのであるが、勿論之は獨伊のフランコ軍援助に對する示威であつた。茲に於て英佛はイタリイを宥めて義勇兵問題を解決せんとし、直ちにイタリイに對して英佛伊三國會議を提議した。然るにイタリイは義勇兵問題の討議の拒絶及ドイツの不参加を理由として三國會議を拒否したので、フランスはビレネー國境を開放して人民戦線派を援助すべしと宣言し、或は豫備役を動員したとの説も傳へられ、またはバレアリック群島の占領を決意したとも報ぜられて一時は非常な緊張を見せるに至つたが、英國の自重論は之を押へて事態は漸次緩和されたのである。而も一方フランコ軍が優勢を示すに及んで、英國のフランコ政權承認説が頻に傳へられ、形勢は愈、人民戦線派に不利となつた。

茲に於て、蘇聯邦は俄かに態度を驕へし極東の事態の重大を口實として人民戦線派援助打ち切りを通告するに至つたと傳へられ、大勢はフランコ軍の勝利に決定したのである。

かくて十一月十一日、英國政府はフランコ政權との間に通商代表を交換することを發表し、米國も亦之に續いて代表交換を發表した。又帝國政府も十二月一日を以てフランコ政權をスペインの正式政府として承認したのであるが、續いてユーゴ、ポーランド、オーストリア、ハンガリー、ポルトガル等の諸國もフランコ政權を承認すべしと傳へられて居り、之を以てスペイン問題は終局に入つたものと見られて居る。

8. 英獨會談と英佛會商

スペイン問題の終末に代つて次に據頭して來た問題はドイツの植民地返還の要求である。一月三十日、ヒトラー總統は議會演説に於て植民地返還の要求を言明して態度を明らかにしたのであつたが、爾來、ドイツは機會のある毎にその要求を強

調し、英佛側は之を歐洲平和再建問題の一つとして如何にかして解決しなければならぬことを痛感して居たのであるが、スペイン問題の一段落を機會として此の問題の解決に一步を踏み出すこととなつたのである。

即ち十月十七日英國首相のヘリファックスはドイツを訪問してヒトラー總統を初めドイツ政府首脳部と會見し、ドイツの植民地返還要求に對する意向を打診した。之が所謂英獨會談である。此の會談の結果、ドイツはアフリカに於ける英領の返還を要求しない代りに、トーゴ、カメルーン及ベルギー領コンゴ、ポルトガル領アンゴラ等の開發權を要求し、而も此の要求は一方的のもので代償を以て取引的に行はれるものでないことを強調したと報ぜられて居る。

此の英獨會談の結果に基き、之に對して英佛の從來の關係を變更せず、獨伊の樞軸と並行して英佛の特殊關係を認め、オーストリアやチェッコ等に影響を及ぼすことなくして英佛獨伊の四國の關係を整調することが出来るか否かを検討する

一つの試みとして、十月二十九、三十の兩日に互り、ロンドンに於て所謂英佛會商が開かれたのであつた。

此の英佛會商の結果として、英佛が軍縮問題に對して意見の一致を見たこと、ドイツの植民地問題を單獨の問題として一般問題と切り離すことは不可能であること、デルボス佛外相の外交行脚、地中海の不干渉政策の繼續及極東問題に對する列國の協調等を承認したのであつたが、此の決定は今後に於ける歐洲平和再建問題の基礎となるものとして注目されて居る。

9. 獨伊の進出と佛蘇の後退

前年末に於ける獨伊提携はスペイン問題を通過して愈々強化せられ、九月にはムソリーニ首相のヒッラー總統の訪問が行はれ、ベルリン・ローマ樞軸の鞏固なる事を示したが、更に十一月六日日獨伊三國防共協定の締結によつて益々その威力を加へるに至つたのである。

英佛側に就中フランスの中歐乃至東歐政策に多大の脅威を與へるもので、二月の伊エ協定の成立、オーストリアの動搖等の表面に現はれたところを以て見るも、その動きは頗る重大なるを想はしめるものがある。即ち既にポーランドはドイツと握手し、ユーゴはイタリーと提携し、オーストリア及チエッコが獨伊に傾くのを阻止し得ないとしたならば、フランスは全く中部歐洲からその勢力を一掃される結果となるのである。

而も一方昨年來中立復歸を宣言したベルギーは、十月に至つてドイツとの間に不侵略條約を結んだのであるが、之は必ずしもベルギーがドイツの陣營に投じたのではないにしても、フランスの陣營から遠ざかることを意味するものなることは疑ひない。斯くてロカール體制が崩潰し未だ新ロカール條約の出來上る見込のつかない今日、フランスの立場は全く秋風落葉たる有様である。

此の情勢はベルリン・ローマ樞軸の強化に反してロンドン・パリ樞軸の衰退を示すものである。而も日獨伊三國協定によつて立場を強化したイタ

リは、斷然エチオピア戰爭以來の關係を清算すべく國際聯盟を脱退した。斯くて日獨伊を失つた聯盟は僅かに英佛蘇の三強國を残すのみとなつて、全く大戦前の三國協商の殘骸を止めるに過ぎない姿に轉落してしまつたのである。

スペイン問題は明らかに獨伊の勝利を物語るものである。而してスペイン問題に敗れ、極東問題に押へられた蘇聯邦は國內の動搖不安と相俟つて全く威力を失墜し、歐洲外交の陣營から退却を餘儀なくされて居るのである。然らば獨伊がベルリン・ローマ・東京と、歐亞を貫く大樞軸の堅陣によつて將來益々攻勢に出づるであらうことは想像に難くないところであるが、果して之に對し英佛は如何なる對策を以て進まんとするか。歐洲は愈々多事にして、平和再建の希望は益々遠ざかりつゝあるとも云ひ得るのである。

10. 滿洲國の發展

滿洲國は依然として建國以來の華々しき躍進を續けつゝあり、嘗ての本國であつた支那が現在支

那事變によつて兵火の禍に苦しみつゝあるのに反して、多年の要望であつた治外法權の撤廢が十二月一日を以て實施されるに至つた。此の劃期的の大事業が建國五年にして早くも實現したことは、如何に滿洲國の發展が目醒しく且つ堅實なものであるかを證明して居るのである。

更に十一月二十九日にはイタリー政府が滿洲國を承認し、尙帝國政府のフランコ政權承認に續いて十二月二日滿洲國政府もフランコ政權との間に相互承認を行つた。此の事實は即ち滿洲國の國際的地位の向上發展を意味するものであつて、滿洲國の爲に慶賀すべきものであると同時に、イタリー、スペイン等の諸國が滿洲國に於て新しき活動の天地を開拓するものとして、世界の通商問題の上に大なる影響を與へるものであらう。

滿洲國は支那事變に於ても日滿一體不可分の原則に徹底して、種々なる惡宣傳が行はれつゝあるにも拘らず治安は極めてよく維持せられ、一建設に努力しつゝあり、而も北支の建設事業等に對しても相當なる協力を與へんとするが如き發展振

りを示して居る。滿洲國が斯くの如く國內並に國際的情勢に即應して劃期的發展を遂げたのは日滿兩國協力の偉大なる成果を如實に現はすものであると共に、滿洲國自體の國力の充實を示すものとして世界驚異の的となつて居るのである。

11. 結言

願れば、昭和十二年の國際情勢は東亞に於ても歐洲に於ても多事多端、歴史的なる大事件の連続であつた。

蘆溝橋に於ける曉の銃聲が、全支を覆ふ大戦間にまで擴大し、抗日支那を繞つて日本對英米佛蘇間の國際問題となり、國際聯盟から九國條約會議への發展を示したのであつたが、また歐洲に於てはスペインの内亂が英佛蘇獨伊を初め殆んど全歐洲に動搖を興へる大問題と化し、正に第二次世界大戦の勃發を豫想せしむるが如き状態に立至つたのである。

恰も歐洲に於ける斯かる大混亂の最中に支那事變が勃發したのであるから、此の東西兩洋に於ける

る事變の關係に就て、種々の觀測や批評が行はれたのである。勿論、日獨伊三國協定が出来たからと云つて、スペイン問題と支那事變の間に直接の關係がないことは明瞭であるが、今日の如き時代に在りては、東亞と歐洲とを問はず、何れに勃發した問題も必ず、世界の各國に影響を及ぼさずしては已まないものである。此の意味に於て、支那事變を繞つて日、英蘇等の對立があり、スペイン問題を繞つて英佛、獨伊の對立があり、而も日獨伊は三國協定を結んで共產主義防衛の共同戦線を張り、また蘇佛は日本とドイツを目標として反ファシズム人民戦線を結成し、更に植民地及資源を豊富に有する英佛等の諸國が現状維持の共同戦線を結んで植民地、資源に乏しい日獨伊の植民地及資源の公平なる再分配、現状打破の要求を拒んで居る。

所謂「持てる國」と「持たざる國」との對立が總ての國際問題の根柢に織り込まれて居ることを注目しなければならぬ。

最近公布の法令

内閣官房總務課

◇海軍特修兵令中改正ノ件(勅令第七十六號)

海軍特修兵中掌厨特修兵は衣糧に關する特別技術を修むるものなるを以て衣糧術に改め、同時に之を掌衣糧兵と稱することとし、之に伴つて海軍服制中に改正を加へ

下士官及兵の臂章圖特技章の部の掌厨術章の名稱を衣糧術章に改め、尙高等科衣糧術練習生教程卒業者の特技章を制定し、従前の掌厨術章を普通科衣糧術練習生教程卒業者の特技章とすることせられた。

◇官立醫科大學官制中改正ノ件(勅令第七十八號)

今回岡山醫科大學附屬醫院に於て温泉治療研究施設を設け、又食餌療法の研究に關する職務を掌らしむる爲、千葉醫科大學附屬醫院に於て患者増加の爲、名古屋醫科大學附屬醫院に於て難患者診察施設を講ずる爲、夫々人員を要するので、助教、助手、書記、藥劑手及看護長の定員の増加を規定したものである。

◇原蠶種管理法ノ一部施行期日ノ件(勅令第七十九號)

原蠶種管理法第三條第二項ノ規定ニ依ル原蠶種ノ料金ニ關スル件(勅令第七十九號)

原蠶種管理法(昭和九年法律)の施行に關しては昭和十年勅令第二百五十八號、昭和十一年勅令第二百九號及勅令第四百四十四號並に昭和十二年勅令第二百九號を以て各その一部が施行せられたが、今回同法第三條第六條及第七條の規定は昭和十四年十一月二日以後に於て掃立つべき原蠶の製造の用に供する原原種の製造配付に關する範圍内に於て昭和十三年一月一日より、第八條の規定は昭和十四年十一月一日以後に於て掃立つべき原種の製造に要する原蠶種の製造に關する範圍内に於て昭和十三年一月一日より、又第十七條、第十八條及第二十條乃至第二十三條の規定は第八條の規定の施行に關係ある範圍内に於て同日より施行するものである。後者は同法第三條第二項の規定に依り政府の配付する原原種の料金を定めたものであつて、昭和十三年一月一日より施行される。

露光量違いにより重複撮影

◇昭和十二年法律第七十三號ノ一部ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件
 ◇南洋群島ニ於ケル貿易及關係産業ノ調整ニ關スル件

海軍武官任用令中改正ノ件
 海軍武官進級令中改正ノ件

退役ノ將校若ハ准士官、第一國民兵役ニ在ル下士官又ハ元下士官ノ陸軍部隊編入ニ關スル件

海軍軍醫科及藥劑科士官現役期間特例中改正ノ件
 海軍武官進級令中改正ノ件
 退役ノ將校若ハ准士官、第一國民兵役ニ在ル下士官又ハ元下士官ノ陸軍部隊編入ニ關スル件

雙國行進曲 内閣情報部撰定

見よ 東海の 空明けて
 旭日 高く輝けば
 大地の正氣 澎湃と
 希望は躍る 大八洲
 お、 清助の
 朝雲に
 響ゆる 富士の姿こそ
 全無缺 揃なき
 我が日本の 誇なれ
 起て 一糸の
 大君を
 魁と 水久に戴きて
 臣民我等 誓其に
 御後成に副はん 大使命

往け 八坂を
 字となし
 四海の人を 導きて
 正しき平和 うち建てん
 理想は 花と咲き薫る
 いま 幾度か
 我が上に
 試練の嵐 哮るとも
 斷乎と守れ その正義
 進まん道は 一つのみ
 あ、 悠遠の
 神代より
 嶽く歩淵 うりつぎて
 大行進の 往く彼方
 皇國つねに 榮あれ



週報

昭和十三年十一月十二日 第... 郵便物認可
 (毎週一回水曜日発行) 第六十五號

(本書の大きさは國定規格A5判)

所 達 申	價 定	週 報
内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三二五―九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦糸町二二三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛賣店	一年部 一圓四十錢 (外國郵便に依る地 域は三圓四十錢) 送料送 一年分未滿配送御希望の方は 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	昭和十三年二月十二日印刷發行 編輯者 内閣情報部 東京市麹町區永田町 印刷者 内閣總理大臣官舎内 東京市神田區大塚町 發行所 東京市神田區大塚町